

第六十八回国会 衆議院 法務委員会 議録 第八号

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 小島 徹三君

理事 高橋 英吉君

理事 畑 和君

理事 麻生 良方君

石井 桂君

千葉 三郎君

村上 勇君

林 孝矩君

青柳 盛雄君

理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君

理事 沖本 泰幸君

大竹 太郎君

松本 十郎君

中谷 鉄也君

吉田 賢一君

出席政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君

警察庁警備局長 富田 朝彦君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

委員外の出席者

議員 高橋 英吉君

議員 羽田野忠文君

法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動

三月二十一日

辞任 榑 兼次郎君

丸山 勇君

麻生 良方君

同日

辞任 中谷 鉄也君

林 孝矩君

吉田 賢一君

補欠選任 中谷 鉄也君

林 孝矩君

吉田 賢一君

補欠選任 榑 兼次郎君

丸山 勇君

麻生 良方君

三月十七日  
罰金等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

同日  
広島法務局海田出張所存続に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一六六九号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
火災びんの使用等の処罰に関する法律案(高橋英吉君外七名提出、衆法第一号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。  
高橋英吉君外七名提出の火災びんの使用等の処罰に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。高橋英吉君。

火災びんの使用等の処罰に関する法律案  
(定義)  
第一条 この法律において、「火災びん」とは、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れ、その物質が流出し、又は飛散した場合にこれを燃焼させるための発火装置又は点火装置を施した物で、人の生命、身体又は財産に害を加えるのに使用されるものをいう。

(火災びんの使用)  
第二条 火災びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。  
(火災びんの製造、所持等)

第三条 火災びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 火災びんの製造の用に供する目的で、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れた物を所持した者も、前項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における火災びんを使用する不法事犯の実情等にかんがみ、火災びんの使用、製造、所持等の行為について特別の処罰規定を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(英)議員 火災びんの使用等の処罰に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。  
この法律案は、最近における火災びんを使用する不法事犯の実情等にかんがみ、火災びんの使用、製造、所持等の行為について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。

ここ数年、一部不法分子は、各地においてきわめて過激な集団的、組織的な不法事犯を繰り返しておりますが、その際、いわゆる火災びんが主たる凶器としてしばしば使用され、その結果、これまで、多数の警官や一般人の死傷を見ているほか、各地において、官公署、民間の施設や車両の炎上等、多大の被害が発生し、社会一般にも大きな不安を惹起していることは、すでに御承知のとおりでございます。

ところで、火災びんは、ガソリン等引火しやすい物質をガラスびんその他の容器に入れ、これに発火装置または点火装置を施したもので、人の生命、身体または財産に害を加えるのに使用されるものであります。きわめて危険な凶器であるのみならず、正当な用途に使用される余地は全く存しないものであります。  
しかし、現行法制のもとにおいては、このような火災びんは爆発物取り締まり罰則にいう爆発物に当たらないとされており、火災びんの使用、製造または所持等を、直接処罰の対象とする刑事罰則は存在せず、また、その他既存の罰則をもってしても、火災びんを使用する不法事犯を的確に処罰するには、種々の難点が見られるのであります。

このような観点から、火災びんの使用等について特別の処罰規定を設け、もってこの種不法事犯の防遏に資するとともに、社会不安を一掃し、法秩序の維持に寄与するため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。  
第一点は、まず、火災びんの定義を定めたこととあります。

現在、使用されている火災びんは、性能、構造等多種にわたり、その内容は必ずしも一定しておりません。

そこで、まず、この法律の適用範囲を明確にするため、火災びんの定義規定を設けたものであり、この法律において火災びんとは、単にガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れたものというだけでなく、その物質が流出または飛散した場合に、これを燃焼させる発火装置または点火装置を施したもので、人の生命、身体または財産に害を加えるのに使用されるものとしたのであります。

第二点は、このような火災びんの使用、製造、

所持等を処罰することとした点であります。

このような火炎びんは、さきに申し上げましたように、きわめて高度の危険性を有する凶器であるのみならず、正当な用途に使用される余地の全く存しないものであり、一たびそれが使用される場合には、不特定多数人の生命、身体または財産にも危険をもたらすものであります。そこで、このような火炎びんを使用して人の生命、身体または財産に危険を生じさせた者を十年以下の懲役に処することとするともに、その未遂をも処罰し、また、使用に至らなくても、このような火炎びんを製造、所持した者について、三年以下の懲役または十万円以下の罰金に処することとしたものであります。

このほか、火炎びんを使用する不法事犯の実態にかんがみ、火炎びんの製造の用に供する目的で、ガラスびんその他の容器に引火しやすい物質を入れたもので、まだ発火装置または点火装置を施していないものについても、火炎びんを所持した者と同様に処罰することとしたものであります。

以上が、火炎びんの使用等の処罰に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○松澤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○松澤委員長 引き続き質疑に入ります。申し出がありますので、順次これを許します。畑和君。

○畑委員 私は、今回自民党から提案がございました火炎びんの使用等の処罰に関する法律案について質問をいたしたいと思います。

そもそも、この火炎びんの使用等の処罰に関する法律案につきましては、前の国会の際に自民党のほうからわれわれ野党に非公式に話がございまして、この必要性、緊急性にかんがみて、ひとつ

議員立法で与野党一緒になって提案しようではないか、そして議決をしようではないか、こういうようなお話がございましたけれども、その当時われわれ野党といたしましては、こうした重要法案、治安立法的なものに属する法案については、往々にしても刃の剣になり得る可能性、危険性がある、したがって、そう早急に議員立法でやることはいかがか。なるほど、話し合えばさうすぐにも、すぐにも、その日にでも審議しあるいは成立をさせることができるけれども、しかし、こうした法案についてはやはり慎重にやる必要があるのではないか。同時に、いままでの各種の治安立法等につきましていつも政府が提案をしてくるのが普通である、こういうような考えから、そしてまた政府が提案をするということになりますれば、当然これは政府の関係の審議会等で慎重に審議をして、この制度の可否について専門家のやはり十分なアドバイスが必要だということやとから、われわれは、この段階においてはわれわれ議員提案の要はない、よろしく政府が検討の上、政府の責任をもって提案をしていくべきだ、こういうような態度をとっておいたわけでありました。

ところが、今度の通常国会になりました自民党のほうでこれを提案してまいりましたので、われわれはこの法案を、これからさらに慎重に審議をしてこの処置をつけたい、かように考えておるわけです。

最近、火炎びんの使用について、われわれといたしましても、これをそのまま放置すべきではないというふうな考え方は持つておるわけでありました。と同時に、先ほども申しましたように、もう刃の剣になる危険性もあるから、相当慎重にこれを検討しよう、そして修正すべき点がありとすればこれは修正して、でき得る限り与野党の考え方を一致させるようにつとめようというふうなところが、われわれ社会党をはじめとする野党の基本的な考え方でありまして、この点をまず冒頭に申し上げておきたいと思うのです。

そこで、いま私が申し上げました点に関連をいたしますけれども、まずさしあたり自民党の提案者の考え方がいかにあるかという点について、法律案提出の必要性、それからまたその緊急性は何かということについて質問をいたしたいと思います。その点いかがですか。

○高橋(英)議員 議員提案ということの根本的な理念については、これはお互いに共通したものを保持しているはずですが、政府ばかりに立法を委任する、立法をまかすというふうなことは、議員の自主性を阻害するものではないか、明治憲法と現在の憲法は違うのですから、われわれに立法権があるんだからというふうなことが基本的なものになつておりますが、さらにこの問題については、客観的情勢が緊急を要する点になつておりますし、各党とも、いま畑さんの言われましたように、いわゆるこの立法に対するムードが盛り上がりつつあるというふうな自民党としては考えましたし、しかも、この法務委員会では、最もその各党の専門家といえますか、こういう立法に関するベテランが集中されておられるので、ここで審議するのが一番いいことではないかというふうなことで、議員立法に踏み切ったわけですが、わが党といたしましては、

私どもとしては、そういうふうなことでやったわけですが、お役人まかせにしておきますと、緊急性よりも慎重さといえますか、そういうふうなものが先立つようなそういう傾向がございまして、その上に、われわれのほうがかういうふうな直接国政の根本といえますか、法秩序の根本問題に関する感觸といえますか、敏感さは、お役人よりももっと正しく強いのではないかとこのように考えておる、それで各党の空気、ムードというものも考え合わせて、私どもが提案すればそこで合意が成立するものであるというふうな考えで、議員提案に踏み切った次第です。

○畑委員 私は、議員立法にした理由は何かという点について質問したつもりはないのですが、しかし、関連があるから議員立法にした理由まで

申し述べられたのでありましようから、これはそのままお聞きいたします。

ところで、われわれ立法府でありますから、もちろん本来は、ほとんど立法の多くの部分を議員が提案をするということがむしろ本来であらうと思う。本来であらうけれども、実際にはさうでないというのが現状であるので、ほとんどの法案が政府提案でございまして、与野党ほんとうに一致をして、それで緊急に早く提案、議決をする必要があるというほんとうの一部限られたものに限り、従来は議員立法でやる場合が非常に多かったのでありますが、今回の場合だけ特に議員立法にしたということが、でき得れば全部の党で一致して提案したいということであつたが、われわれが、先ほど申し上げましたような慎重な態度から、よろしくやはり普通の法案の例にならつて、その必要ありとすれば、政府が責任を持って提案をし、それまでのちゃんとした経過を経てやるべきであるという態度をとつておつたというふうなことや、なかなかそれでは間に合わないというところで、どうも議員立法でやろうといつたこともあるし、いまさら政府提案ということになると時間も相当かかる。いろいろそれまでに至る、いままでの法案の提出までに至る経過があるわけです。法制審議会の議を経なくちゃならぬというふうな問題等もあるし、なかなかおおいそれといかぬというふうなことから、今度は自民党単独で提案に踏み切つてまいられたということが、私は事の真相だと思つた。

したがって、実際提案のほんとうの中身、法律的ないろいろな表現のしかた、法案の作成といったようなことについては、私は実質的には、法務省あるいは警察庁、そうした当局側の考え方がほとんど圧倒的にこれを支配しているんだというふうなふうに思つた。したがって、提案者の方々にお願いしたいと同時に、これから先、また法務省あるいは警察庁の方々にあわせていろいろ質問したい、かように思つておるわけですが、

そこで、次にお聞きしたいのは、御承知の

ように、刑法準備草案というのがございますね。まあなかなか日の目をすくにおいそれとは見ないわけでありませうけれども、いま刑法の全面改正の準備草案ができております。この準備草案の百八十六條を聞いて見ていただきたいと思つて、この百八十六條には、「爆発物使用」ということについて、その破壊力等にかんがみて、死刑、無期等の処罰の規定が草案化されておりますけれども、その第二項に、その「爆発物に類する」というようなものについてのやはり処罰の規定がある。爆発物に至らぬ、しかもそれに非常に類似する破壊力のあるもの、そうしたものに就いて、十年以下の懲役に処するといふような規定がこの草案にございますけれども、これとの関連は一体どうなるのか。まだこの刑法草案はこれからの問題ではありますけれども、これが制定される場合には、この火災びんのほうが先になるわけでありまして、爆発物に類するものでそれを使用した場合に十年以下の懲役に処する、この火災びんについても、火災びん使用についてはやはり十年以下の懲役に処する、この罰則の刑期等について、ちょうど同じな期間になっておるわけでありませう。この辺等のならみ合ひで十年以下になつたかとも思ひますけれども、この辺はどうなるのか。火災びん法が成立を、いづれまた刑法の改正案が、そのままであるのかどうなるのかわからないが、その辺の関連性がちよつと聞きたいのであります。どういふふうにお考えになっておるか承りたい。まず提案者のほうからお聞かせ願ひたい。

○高橋(英)議員 提案に至る経過とか現実の問題については、畑委員の御質問の内容がほぼ当たつていふと思つて、肯定いたしますが、とにかくあの法制審議会に刑法の改正案がかかつてからたいへん長い月日を経たおるようですが、まだ結論が出ない、いつ結論が出るかわからないといふふうなことで、この中に取り入れるといふふうなことになつたらたいへんなことになるから、むしろ単独立法でなければならぬといふ緊急

性はお認めのようですが、その内容について、十年以下とかそのほかのいろいろな法律案の原案をこしらへますることについては、それぞれの専門家——私どもも専門家でございますけれども、遺憾ながら時間に余裕がないから、一応そういうふうな材料をそれぞれ関係者から求めまして、そうしてそれを集大成したといふようなことでございませう。そういう点についてのこまかいことは、それぞれの各政府機関といひますか、そういうふうなほうから聞いていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○畑委員 その経過等について、いま正直に高橋委員のほうから、提案者のほうから申されましたけれども、そのとおりでよろしいか。政府機関のほうはいまの答弁のとおりで、そういう経過でよろしいか。  
○辻政府委員 火災びんの今回の立法につきましては、私どももかねがねこの必要性を感じておつたわけでございますが、昨年末自由民主党のほうで提案をお考えになりましたので、その際に適当な考え方を示せたいことがございましたから、私どものほうでたまたま自由民主党に提出したという経過になっております。  
○畑委員 そこで申しますが、そのたまたまはそのまま修正も何もなかったのですか。あなたのほうのたまたまはそのままですか。どこか自民党法務部等によって修正をされたこの原案になつたということですか、いかがですか。  
○辻政府委員 提案されましたものとたまたまと同じでございます。

破壊力を有するものといふことで火災びんを考えたおつたやに思われるのでございませう。しかしながら、その後法制審議会の刑事法特別部会である刑法の改正を論議いたしております過程におきまして、この表現では、火災びんをとらえることとはやや困難であろうといふ議論が出てまいりまして、刑法の改正においては火災びんは取り入れない、いわゆる現在でございます爆発物取締罰則にございませう爆発物、これを刑法に取り入れるけれども、火災びんのほうは取り入れないという方針が決定いたしました。この二項は、現在ございませう改正刑法草案のほうにはないはずでございませう。火災びんは、刑法の改正のほうには、現段階においては取り入れないといふふうになつたと理解をいたしておる次第でございませう。

○畑委員 そうすると、刑法改正のほうの準備に關係している方々のほうとしては、この火災びん法案がそのまま成立をすれば、準備草案の百八十六條の第二項は削除をする、こういうことに承つてよろしゅうございませうか。それはそのまま生きるんだといふことですか、どうですか。  
○辻政府委員 刑法の全面改正を審議いたしております法制審議会の刑事法特別部会におきましては、一応この改正刑法準備草案を参考として作業を進めてまいつたわけでございます。この改正刑法準備草案は全く刑法改正作業の参考案でございませう。現在はすでに、この刑事法特別部会におきまして、特別部会案が昨年の十一月末に決定されました。これを現在改正刑法草案といふ名前と呼んでおりますが、それにはこれを取り入れていないといふことになっております。

かと思ひますが……  
○辻政府委員 昨年十一月末に一応この改正刑法草案が部会で採択されておりますが、この火災びんの問題は、将来刑法に取り込むといふような考へ方ではこの部会におきましては審議されておられません。現在もそういうことでございませうが、その後また松本樓事件をはじめ火災びんの弊害といひますか、これがたいへん熾烈になってまいりました。そういう事情がございませうので、刑法の部会における改正審議では、火災びんを刑法に取り込むといふその議論は出ていなかったわけでございますが、その後の事態として、この火災びん処罰法の問題が出てきたといふふうな理解をいたしております。

○畑委員 そうなると、準備草案にはこうあるけれども、その後の作業によって、今度の草案にはこの準備草案の百八十六條の第二項の点は削るということになつた。火災びんを予想したわけではないが、その当時の状況としては第二項といふは一応削らうといふことになつた。火災びんを予想したわけではない。したがって、それを取り入れるといふようなことはしなかつた。その後新たにこの火災びん法案の必要が特に出てきたということに承つてよろしいか。  
○辻政府委員 大体そのとおりでございませう。実はこの準備草案の、たゞいま御指摘の百八十六條の二項を削らう、刑法の今度の案では削らうといふことを議論をいたしましたのは、たしか昭和四十三年ごろでございませう。そういう状況で、その時点では火災びんといふものを刑法の改正のほうには入れないでおこう、これはこの二項のほうの字句もやや雑でございませう、そういう見解から落ちたわけでございますが、それが四十三年の事態でございませう。

○畑委員 そうなると、この火災びん法案が成立

○畑委員 そうなれば、やはり自民党案というものは、そっくりそのまま法務省案であり警察庁案であつたといふことが言えると思ひます。それからもう一つ、準備草案との關係をちよつと当局のほうから……  
○辻政府委員 たゞいま御指摘になりました改正刑法準備草案の百八十六條の第二項でございませうが、いまあるいは正確を欠くかもしれませうけれども、この二項は、当時はやはり爆発物に類する

○畑委員 そうなると、取り入れていないといふことは、火災びん法案を予想して取り入れていないといふことか。火災びん法案ができれば、やはり何らかの形でそれに類するものをとる、火災びん法案のままでいいけれども、それをやはり規定する必要があるのだらうが、火災びんが出そうだからといふので、この刑法改正のほうにはそれを削除したといふことになるのではない

○畑委員 そうなると、この火災びん法案が成立

をすれば、おそらくは刑法の全面改正のほうの場合には、火災びんに関する罰則は組み入れられないであろうというふうに承知していいんだらうと思うのです。それは答弁要りません。  
次に、逐条的にひとつ検討していきたいと思つておられます。

第一条よりまずと、「この法律において、「火災びん」とは、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れ、その物質が流出し、又は飛散した場合これを燃焼させるための発火装置又は点火装置を施した物で、人の生命、身体又は財産に害を加えるのに使用されるものをいう。」というふうな第一條で火災びんの定義をいたしておりますが、この中に「ガラスびんその他の容器」と書いてあります、この「その他の容器」とはどのようなものをいうのかお聞きしたい。あなたのほうに聞いても無理だらうから、あつちが本来らしいから、政府のほうに聞きます。

○辻政府委員 「ガラスびんその他の容器」と申しておりますのは、ガラスびんのほか、陶器製、磁器製、プラスチック製、ポリエチレン製等の容器を意味するものでございまして、破砕性の有無ということとは問わないわけでございまして、「その物質が流出し、又は飛散した場合」という他の要件との関係から、内容物が流出または飛散し得るような形状、材質の容器であるというふうな私どもは理解をいたしております。

○畑委員 その次ですね。「引火しやすい物質」という表現がございまして、これは一体液体に限るのか、それともそれ以外の気体や固体も入るのか、可燃性物質との違いは何か、この点を聞きたい。

○辻政府委員 「引火しやすい物質」という点でございまして、これは私どもの理解では、揮発性を有してゐる、容易に引火し、急激な燃焼を起すというような物質というふうな考へておるのでございます。私は、理化学の知識が乏しいのでございますが、結局この引火というものは、燃焼のう

ちで、揮発性の液体または固体から発生する蒸気またはガスというものに口火が飛び込んでいって燃焼するというふうな観念を引火というものであらうと思つてございまして。そういう意味におきまして、やはりそういう蒸気、ガスというふうなものも発散し得る物質であらうというふうな考へておられます。

○畑委員 そうなると、何も液体には限らないが、大体液体であろう。液体がすぐ気化しやすい、気体となつたりするような可能性のあるものというふうなことから思ひますが、それでよろしいかどうか。  
それから、先ほど言つた可燃性物質というものはちよつと違ふ。可燃性物質だつたらちよつと程度の低いというか、燃えやすさの程度が、あなたの方の予想しているものよりもちよつと低いものまで可燃性物質というと思つても、したがつて、俗にいう可燃性物質というよりもちよつと程度の強い、もつと燃えやすいもの、こういうふうな意味にとつてよろしいかどうか、その点二つ聞きたい。

○辻政府委員 燃焼という観念を考へてみますと、専門家のほうでは燃焼に三種類あるといふうにいわれております。これは表面燃焼、それから蒸発燃焼、分解燃焼といふふうにいわれておるわけでございまして、この表面燃焼といふものは、ただいま御指摘のような固体であつて、木炭が燃えるように固体が燃焼するといふような観念のようでございます。しかしながら、そういう固体の場合にはガスを発生しないので、そういうものについては引火というものは考へられないのでございまして。

そういう意味におきまして、可燃物という固体その他全部入つてまいりますけれども、引火しやすい物質ということになりますと、表面燃焼をするような固体というものは入らないんじゃないかというふうな私どもは理解をいたしてございまして。そういうふうな考へておつてそれに引火す

るという場合に、この引火しやすいというのは、常温または常温よりも多少高くても引火してくるというような状態のもの、これが引火しやすい物質であらうというふうな理解をいたしてございまして。

○畑委員 次に、「発火装置」と「点火装置」との区別の表現がございまして、これは一体どういふのか説明願ひたい。

○辻政府委員 「発火装置」と申しておりますのは、引火しやすい物質に引火させて燃焼させるために必要な、口火をみずから発するしかけといふふうに私どもは理解をいたしてございまして、これは先般実験がございましたけれども、あの場合にも、塩素酸カリをいたしましたけれども、あの場合にいてあるという場合に、この塩素酸カリとビンの中の硫酸とが化合して口火の役をするといふようなものを、「発火装置」といふふうな考へておるわけでございまして。

「点火装置」といふのは、引火しやすい物質に引火させて燃焼させるために必要な、口火をみずから発することなく、点火によって発するしかけといふふうな理解をいたしてございまして、これもこの前の実験にございまして、たとえば布とか紙を利用してせんにしておき、そうして人力によって点火して中の物質に引火させる、こういうものを「点火装置」といふうにされておるといふふうな理解をいたしてございまして。

○畑委員 その次にお尋ねいたしたいのは、火災びんというのは一つの凶器であると思つてございまして、御案内のとおりその凶器の差異に、性質上の凶器と用法上の凶器とある。性質上のものに限るのかあるいは用法上の凶器をも含めるものか、その辺の見解をただしたい。

○辻政府委員 この第一條の定義規定の最後の、「人の生命、身体又は財産に害を加ふるのに使用されるもの」という点に關連してくる御質問であらうと思ひます。この場合に私どもが理解をいたしてございまして、社会通念上もつぱら人の生

命、身体、財産に害を加ふるために使用されると認められるもの、そしてそのものの構造、形状、機能、利用状況等から、これは客観的に判断されるべきものであると考へておるわけでございまして。

ただいま御指摘の用法上のもの、性質上のものといふ観念からまいりますと、これは性質上の凶器である場合ももちろん含むわけでございまして。そしてそれが大部分であらうと思ひますけれども、用法上の凶器が全然当たらないかといふと、当たる場合もあり得るのじやなからうかといふふうな考へておられますが、これはきわめてまれな場合だけでなからうか。かような用語例は、御案内のとおり軽犯罪法の一、二条にもこういうふうな用語例がございまして、大体性質上のものをいうので、用法上の場合も希有の例でございまして、まればあり得る場合もあるのではなからうかといふふうな理解をいたしてございまして。

○畑委員 その次に聞きたいのは、一本本法の保護法益は何かということでございます。人の生命、身体または財産に危険を生じせしめる場合といふようなこともありますし、また法秩序といふか、安全といふか、そういったものなのか、一体何が保護法益なのか聞きたい。

○辻政府委員 公共の安全を保護法益といたしてございまして、同時に人の生命、身体、財産に対する危険を生じさせるといふことを要件といたしてございまして、この観点からすれば、火災びんを使用する行為等の危険性から人の生命、身体または財産の安全をも保護しようといふふうな考へておると思ひますが、本来的には、公共の安全保護を法益にしておるといふふうな理解をいたしてございまして。

○畑委員 そうなると、本来は公共の安全であるが、同時にまたそれが具体的に人の生命、身体、財産ということにも危険を及ぼすおそれがあるから、それもまた保護法益である。そうすると、保護法益が二つあるというわけですか。そうじやな

ら、同時にまたそれが具体的に人の生命、身体、財産ということにも危険を及ぼすおそれがあるから、それもまた保護法益である。そうすると、保護法益が二つあるというわけですか。そうじやな



○辻政府委員 私どもはさように、限らないと理解をいたしております。

○畑委員 そうなりますと、この第三条第二項の「ガラスびんその他の容器に」というのと「入れた物を」という二句、二つのことは必要ないんじゃないか。「火炎びんの製造の用に供する目的で、ガソリン、燈油その他引火しやすい物質を所持した者も、前項と同様とする。」ということになるのではないかとおもうのでございます。最終容器ということになれば、そんなものは表現は要らないんで、「火炎びんの製造の用に供する目的で、ガラスびんその他の容器に」とは必要ないんで、「火炎びんの製造の用に供する目的で、ガソリン、燈油その他引火しやすい物質を所持した者も、前項と同様とする。」ということでもよろしいことになるんじゃないか。要するに、この「ガソリン、燈油その他引火しやすい物質」で容器に入らないものはないという意味におきましては、この「ガラスびんその他の容器に」という字句は要らないんじゃないか。必ずこういうものは容器に入らなければならない、そういうことにはならないか。要するに、この「ガラスびんその他の容器に」という字句は要らないんじゃないか。必ずこういうものは容器に入らなければならない、そういうことにはならないか。

○辻政府委員 結論的には、ただいまの御指摘のようになるかと思うのでございます。この「ガソリン、燈油その他引火しやすい物質」で容器に入らないものはないという意味におきましては、この「ガラスびんその他の容器に」という字句は要らないんじゃないか。必ずこういうものは容器に入らなければならない、そういうことにはならないか。

したがって、その意味におきましては、「火炎びんの製造の用に供する目的で、」そのガソリンを持っていったということになるのかもしませんが、これはやはり私どもは、一条の定義規定のことをそのまま持つてくることによりまして、この一条との結びつきといえますか、そのほうがむしろわかりやすいんじゃないかということ、この「ガラスびんその他の容器に」ということばが入れられておるんだというふうな考へておるわけでございます。実質的には、この三条二項におきましては、必ずしもこの容器というものは、最終容器に限らないという

ことに相なるかと思ひます。

○畑委員 そうなるからなかなかむずかしいんだと思うんです。われわれにも異論があるのはその辺であります。結局、あくまでも火炎びんそのものは、われわれだつてこれを使うことは非常に困ると思ひます。これは取り締まらなくてはならぬけれども、火炎びんそのもの、そういう形状と構造をした火炎びんを使うことはいけない、またこれを製造し所持することもいけない、これまではいいと思うので、ところが、それを製造するために、製造の目的で、いま言ったようなものを所持した者も同じだということになると、しかも最終容器だけに限らぬということになりますと、——最終容器に限らぬということになると、その準備段階の、それに充てんするための、その前の、もつと量の多いガソリンをどんな容器で持っていたとしても、それを持っておること自体が火炎びん製造の目的だということになるから差しつかえないとあなた方はおっしゃるけれども、そういう目的でということはどうしても認定できるの、目的というのは、あとになって調べたら、そういう目的はなかったということにもなるので、少くともそういう認定で逮捕すれば速捕できるということになりますね。そうなることと、きわめて危険だというのがわれわれの主張なんです。そうなることと非常な非難に乱用のおそれがあることと、それは取り締まり当局からすれば、すなわち警察庁あたりからすれば、これが一番いいに違いない。何でもかんでもやれるのですからね。未然に防ぐことはなるほどできよう。しかしながら、これによって一般のそうした目的のない人も目的ありというふうな嫌疑をもつてにらまされれば、どうしてもしばしばそれがそれで現行犯で逮捕できるということになると、あとで申し開きしたってなかなかむずかしいというふうなこともありますし、その間警察におち込まれるというふうなこともあり得るのであります。その辺は取り締まりの目的か

らすれば、これが一番いいのだと思ひますけれども、その辺が問題だと思ひます。

したがって、あなた方のねらい、警察関係のねらいとしては、第三条あるいは第三条の二項、この点がむしろねらいかもしれぬけれども、われわれの心配する一般の人のことを考えてみると、むしろ非常に第三条が気になる、こういうことでございまして、その点はいかがですか。今度は政府委員じゃなくて、自民党の提案者のほうにお聞きしたいのです。

○高橋(美)議員 目的というふうなことで認定されて、迷惑をこうむることが生ずるといふおそれはないかと思ひます。やはりガソリンを運ぶというのにはそれだけの根拠があるはずで、それを不審尋問されたものに対して弁解ができないというふうなことは、実際上現実にはあり得ないのではないかと。それよりも、もしそういうふうなことがあるのを逸したほうがより社会悪を増大するのではないかと。そういうふうな考え方もあると思う。現在でも、どうも警備当局のほうは憶病になつたんじゃないか、あまり慎重過ぎるんじゃないかと言われるぐらいですから、法律としては少し行き過ぎくらいな法律をこしらえたほうがという説もあるのです。そういう説もあり得るけれども、それは私は採用しませんが、この程度のことでは、それは人権にやういふか権力の乱用とかいふふうなことはならないと思ひます。私どももこの原案は次第であります。

○畑委員 どうも提案者がそういうことじゃ困りますね。だからこそほんとうの震源地は警察庁にあり、また法務省にあり政府にある。そしてあなたはそのうちもちんちん持ちをやっているんだという感じが非常に強いです。ますますそういう感じを強くせざるを得ない。われわれは広く人権を守ることがわれわれの一方の責務であらう、公安の秩序を守るということももちろん第一に必要でありますけれども、同時にまた反面、それに

よつて取り締まられて無辜の人がやられるというふうなことを非常に心配をするのでありまして、その辺まで十分考えられてやつたのかどうかという点については、どうも信用できないですね。その辺、非常にうっかりしていられたんじゃないか。その辺こそ自民党の法務部会あたりで検討して、もつと研究をして修正を出すべきであつた。ところがうのみに、おまえたちたき台出せ、そうか、たき台を出してもらつたら、ああこれでよろしいというので提案されたのが実情だ。これは先ほど偽らざる告白があつた。それは提案者のほうも認めて、また政府委員のほうも認めておるんだから間違いないと思ひます。

そういう点で、高橋さんなどはそんなガソリンを運んだりなんかする、そういう程度の低いことをやらぬかもしらぬけれども、一般の人はこういうことは何度もあり得ますよ。たとえば自動車のトランクの中にポリの例のガソリンの入つたものを運ぶときがある。そういう場合に、状況によっては、ひどいことをして、いたとか、学生風のかつこうをして、いたとかいふことだと、すわ三派のやつらだ、ゲリラのやつらだといふようなこととで、そういうポリに入れたガソリンの運搬や所持まで取り締まられて、有無を言わせずつかまえられる、それで三日間ほり込まれる、こういうふうなことになる危険性が非常に多いと私は思ふ。この点を非常に心配をいたしております。あとでいづれまた各党のいろいろ研究の際にこまかくは検討するつもりでありますけれども、私はその点が非常に研究問題だと思ひます。その点、政府委員はどうお考えになるか。だいじょうぶだということですか。

○辻政府委員 この第三条第二項でございませうけれども、私どもたき台をつくらしていただきました当時におきましては、必ずしも最終容器に限らず、やはり具体的な例として、いわゆる成田の闘争等におきまして、最後に投げるものではない、明らかに諸般の状況から見てもガソリンなん



じゃ具体的に、三条二項について、現行犯逮捕をするという場合に、ドラムかんがあった—ドラムかんはないけれども、とにかくガソリンが満タンという状況が、外形的事実として客観的に認定できる。そこまではわかる。そうすると、具体的に人を逮捕する場合、「火炎びんの製造の用に供する目的で」というのは、ガソリンをA地点からB地点に運ぼうとしておる人がおる、その場合に、現行犯として逮捕するときの要件として

一体どんなことが考えられるか。これはお二人とも法律実務家だからお尋ねするのですけれども、乱用の危険性との関係でお答えいただきたいと思

います。とにかくA地点からB地点に物を運ぶんだ、こういう場合、現行犯逮捕をする場合には、そのBの地点がたとえ遠いというような場合、なかなか調べるわけにいきません。たとえば本人が自白しないという場合、「火炎びんの製造の用に供する目的」ということを自供しない場合に、どういう場合にその目的を認定できるのでしょうか。たとえば、これは専門家のお二人にお聞きするのだけれども、こんなふうな場合にはとにかく現行犯逮捕をすることになるのでしょうかということをお答えください。

○高橋(英)議員 これは御質問のとおり、現実において、実際においてはほとんどあり得ないことと思ひます。対象になり得ることはないと思ひます。それでもあらゆることを想定するというと、共犯者が自供して、うしろから来るという自動車の中にはガソリンが満タンにしてある、そいつを使うためにやってくるんだというようなことがあれば—おそくないのだけれども、そういうことがあれば、そういうことは対象として取り締まることができ、普通の場合において

は、いまの慎重な、われわれから見ると憶病と思われほどの取り締まり当局としては、とてもそれは手が出せないから、実際においては人権じゅうりん、侵害をするというようなことではないと思ひます。理論上は、しかしやはりどういふ容器でもその目的である以上は対象になる。ただ、目的

を認定するのに人権侵害をしてはいけない、行き過ぎがあつてはいけないというようなことでござい

ますから、何べんも申すようですが、ほんとうに慎重な現在の取り締まり当局からいくと、行き過ぎは生じないのではないかと、問題は起こらないのではないかと思ひます。

○中谷委員 質問に答えていただけませんか。提案者の羽田野さんのほうからお答えいただけますか。

私、質問しますが、一見全学連風、三派風、そうしてとにかくまたというふうなことで、そういうようなことで、「火炎びんの製造の用に供する目的」というようなことが認定されては、当然人権侵害が起つてまいりますよ。それは具体的なケースとして、本人が、とにかく私は違いますよと言つた場合、逮捕するということは十分起つてくると思ひます。それで一体取り締まり当局としては、どんな徴候があつた場合、全体的に判定すると言われればそれまでですけれども、羽田野さん、いわゆる現行犯逮捕をしなればならぬ立場に立つた人間として、どんな徴候でそういう主観的なものを認定されますか。非常にこれは乱用の危険性があると思ひますけれども……。

○羽田野議員 客観的に見て、先ほど問題になつております最終容器にガソリンあるいは灯油、そういう可燃性の物質を入れて現実に火炎びん戦術をしておるところに行つておるような場合には、これは製造の目的で持つておるといふ推定を受ける場合が相当たくさんあり得ると思ひます。しかしいま御設例の、たとえば自動車の燃料タンクに満タンをしておる、あるいはドラムかんがガソリンを入れたものを積んでおる、それが製造の目的のために持つてこられたかどうかという認定は、現実にはその中からガソリンを抜き取つて、びんに詰めて火炎びんを製造しておるといふような具体的な事実が出てくるか、あるいは現実に行なつて

いる者の中から、これは火炎びん製造の用に供するために持つてきたんだというふうな具体的な供述でも出てこない限り、私は客観的には認定するこ

とはむずかしいのではないかと思ひます。

○中谷委員 要するに供述を待つて逮捕をする、取り調べをするということなら、これは少なくともこの法の目的には沿わないわけなんです。それでしよう。逆に言うと、そういう供述がない、とにかくどこかの倉庫の片すみに置いておつた場合も、この法律の取り締まりの対象になるわけですからね。そういう者は供述を待たずして逮捕するという場合が出てくる。非常に綱渡りの法律です。みすみす誤認逮捕が出てくることを予想して

いる法律です。逆に言いますと、先ほど高橋先生のお話は、まさにユーモアで私はお聞きしておいて、このことを指摘しませんが、少しくらいの行き過ぎがあつたほうがいいのじゃないか。これは片意地をはらせばたいへんな御発言だと私は思ひます。片意地をはらしてもいいんだけれども……。

とにかくそんな、提案者御自身が行き過ぎを認めおられるような法律、またこの法律がひとり歩きた場合に、われわれは取り締まり当局を規制するわけにいきませんよ。というのは、通常逮捕というふうなことが考えられるものじゃないかと思ひます。この場合、またこれは最終容器と限らない。しかもそれが、私は非常に珍奇な例として出したわけですが、自動車の中のガソリンタンクだって最終容器に含まれるのですか、それも入るのですよとなれば、あぶなくて漁師は魚をとり

にいけませんよ。マイカー族は自動車に乗つて、犯行現場はとにかく回らなければいかぬ場合に、しかし迂回していても近くを通らなければいかぬという場合、逮捕される人が出てまいりますよ。というふうなことは、どう考えたら私は不自然なもの、人権じゅうりんのおそれのあるもの、そうして行き過ぎを自己を内包しているものというふうな指摘せざるを得ないじゃありませんか。

それで三派の人が、三派のヘルメットをかぶつて、まさに火炎びんを投げているところへドラムかんを持つて突入してきたというふうな場合は、

むしろ別の法によって規制できると私は思ふ。それよりも、二項というのは、むしろ所持です。から、所持の形態というのは各種各様、それについて、逮捕した人間のうちの何割かは誤認逮捕のおそれがある。逮捕しないとすれば、こういうふうなことを厳格に認定をするというなら、用は達せられないだろうということになれば、この二項というのは死んだ条文じゃないか。死んだ条文を生かすところに乱用のおそれが出てくるということだと私は思ひますが、関連の質問ですから、もう一度御見解を承りたい。

○高橋(英)議員 二つちょっと私に弁解的な説明をさせてもらいます。

私は、行き過ぎがあつてもいいとは思ひませんが、そういう説もある。というのは、そういう人たちも何も行き過ぎがあつてもいいというふうなことを言うのじゃないです。ただ、取り締まり当局が、警備当局があまりに慎重過ぎる。ことをかえて言えば憶病過ぎるではないか。憶病というのはどういう意味で言うのか、いろいろの問題がありましよう。中谷君みたいな人も盛んに国会で言われたり、マスコミでいろいろ針小棒大なことを報道したり—そういうふうなことはないと思ひます。マスコミのことだから正確な報道だと思ひますが、そういうふうな憶病になつて慎重過ぎるのではないかと、そういうふうなことに對して、多

少行き過ぎをやるぐらい勇敢にやたらどうかというふうなことを言う人もあるので、私はその説はとらないというところは、先ほどちゃんと、速記録を見てもらつたらわかりますが、私はその説はとらない。やはり慎重で、いまの警備当局にはより一その慎重な行動を、警備態度を要求いたします。この点が一つ。

それから、理論的にはいまの自動車の満タン問題も取り締まりの対象にならないことではないと言つてはおるのですが、この立法の動機から言ひますと、そういうことはもうあり得ないという

こと、絶対にあり得ない、ただの一つも発生する

ような、そういうふうな危険性はないということ



を前提としての立法でございます。いま質問されたから気がついて私も一つの事例を申し上げただけけれども、いろいろの客観的な状況から、それも単なる推測ではない、的確な客観的な状況証拠から対象になり得る自動車の満タンがあるのだというふうな、そういうふうなことがはつきりわかった場合には対象にならぬこともないというふうなことでなければ、もうおそろくそういうことはあり得ない。すなわち、一般のそれぞれの国民の方々の生活に少しでも支障を来たすようなことは、絶対に予想することができないという前提のもとに法律だということでございます。

○羽田野議員 いまの御質問のちようど裏を返すようでございますが、実は現行犯逮捕で現実のこの三条二項で逮捕するような場合は、お説のように、最終容器に燃焼物質を入れてそこに投てきするような状態、あるいはこれに発火装置または点火装置を一つつけて投てきするような状態、こういう状態であればおそろく現行犯逮捕ということとはほとんどないのではないかと私も事実問題として考えております。ただし、現行犯逮捕でなくとも、その後の取り調べで、火炎びんを製造する目的でドラムかんにガソリンを入れて持っている、あるいは自動車のタンクに満タンして、これでつくるつもりで行ったというようなことが明らかになった場合に、それはもう最終容器でないのだから処罰せないといいて処罰からはずすということもいかかと思つておられます。

そういう意味では、やはり最終容器に限定せず、明らかである場合には、やはり「製造の用に供する目的」で所持したという場合には、処罰するということにしようが適正ではないかというふうなことを考へておられます。

○中谷委員 関連質問でして、あと質問者の方がおられるということで、たいへん失礼いたしました。私の質問は留保をいたしますが、実務家のかく練達の士が二人おられます、そうして「火炎びんの製造の用に供する目的」ということ

を白日をした、白日をして、そのことをとにかく認定できたから逮捕する、そういう場合しか考えられないのだというものは、これは法の運用面から見てあり得ないことです。ですから、それ自体この法律は慎重にやらなければいけないのです。取り締まり当局は慎重にやるのですというところは、逆に言うと、普通にやると人権侵害のおそれがないというのが法律、ことに刑法のあり方であって、この法律についてはあり得ないことですよ。慎重にやるのですよ。しかし、と言つた、私は珍奇な例を出しましたが、自動車のガソリンタンクさえも容器のうちに入るのだということでは、これは何人かおられる警察官の中には、何をやる人がおられるかも知れぬ。こういうようなことが、法律それ自体の構成がそういう人権侵害のおそれを含んでいるのではないか、これだけを私は指摘しておきます。

たいへん失礼しましたが、あとのいろいろな問題点については、後日詳細に質問をさせていただきます、こういうことです。

○畑委員 先ほど、中谷君の質問に対して羽田野さんから答弁がございました。まずそういった場合、あとでいろいろの捜査をやつていった経過において、そういう準備段階として某々がドラムかんにあるいは容器なりに詰めて運んだ、あるいはどこかへ貯蔵しておいた目的は、火炎びん製造の目的だったということをお白し、あるいはお白しないうちでも、ほかの者がそのことをしゃべつて、それが証拠になるというふうなことです。あとになってということになれば、逮捕状をとつてやるといふような形であれば、私はもちろん問題はないと思つておられます。ただ、これが取り締まり当局によって現行犯的に逮捕される場合のことを私は非常に心配をいたしておるわけです。それはそんなにおおしやるけれども、やはり間々あることがあつてはならぬ。その認定というものはだれにでもかつてにできるものでありまして、三派風の学生のようなかっこうをした者が、

その問題になつていける現場の近くで、しかもそういう目的は全然ない人が運んでいったとか何とかといった場合、警察官によって現行犯逮捕されるおそれがある、私はそれを心配しておる。捜査していったあと、先ほど言つたように、また羽田野さんが言われたようなことで、その準備段階で、実はこういうわけで製造の準備をしたのだということがわかつて、それによって逮捕状をとつてやる、あるいはほかの事件で調べているうちに出てきたということ、その罪名を加えるというふうなことであれば、あなたの答弁は私はそのとおりだと思つておられます。ただ、私の問題にしておられるのは、先ほど言つたように、現行犯逮捕で、外形その他からだけ警察官が判断をして逮捕をするということ、あとで言い開きはおそろくできるでしょう。検事の段階でできるでしょうし、警察の段階でできるかも知れません。最終的には、それは裁判の法廷でそれが明らかになるということ、無実の罪が晴れることはあり得るかも知れぬ。しかしながら、とにかく無実の罪で逮捕されるということはおつてはならぬということを私は心配いたしておるわけです。そういう私の議論を申し上げたわけでありまして、そういう議論をいふにやっておりますので、それに関連して、何か意見などありましたらひとつ承りたい。いまもつぱらそういった危険の問題ですからお伺いしたい。

それからさらにまた、最近の火炎びんの使用状況、それを年度別に明らかにしてもらいたい。実際に使用したものあるいは押収したもの、こちらの資料にもちよつとあるのはありますけれども、一応記録にとどめるという関係もございまして、その辺と、それから先ほど言つた関係のことについて何か考え方があつたら述べてもらいたい。

〔委員長退席、田中(伊)委員長代理着席〕

○高松政府委員 三条一項の問題につきまして、こういう文章の問題と、実際にどう規定が必要かどうかという問題があるかと思つておられます。私どももいたしましては、こういう規定ができれば、より実態に沿つていふふうな考へておられます。と申しますのは、やはり実体的に最近非常に発火装置なり点火装置なりというものと、実際の燃料である灯油、ガソリンというものを分離して持っているというところは、最近非常に多くなつてきておる。現に赤軍派が発行している「夜想曲」というのですが、これの中に火炎びんとか爆弾の製造の手引きみたいなものが書いてあるのですけれども、それには、燃料と発火薬とは分離して保管するというふうなことをはつきり書いてあります。

それから、現実に完成したものを持つて歩いた場合はかなり危険が伴う。現に昨年の十一月の十四日に、電車の中で火炎びんを取り落として、本人は死亡し、まわりの乗客もけがをしたというふうな事件が出ております。それから、あるいはガソリン、それから発火装置とか、その現場付近の草むらに遺留をされておつた、そういうものが発見された、こういう事態もいろいろございまして、そういうふうに見てまいりますと、やはり火炎びん製造所持だけではなしに、それまでの過程に至るものというものも同じような危険性を持っている。しかも、この前ごらんになりましたように、いとも簡単に両方をドッキングすることができ、そういう点で、こういうふうな規定というものはせむしと必要ではないか、かように私どもは思つておられます。

乱用の危険の問題につきましては、やはり製造の目的を立証しなければこれは逮捕したりすることはできないものでありまして、この立証ということがむしろ非常にむずかしいであろう。そういう点で、いろいろの客観情勢なり客観的な状態なり、本人の説明なりというふうなものによつてももちろんできるわけでございますけれども、とにかくこれらの製造の目的というものはかなり重い制限になっておりました、警察官がいろいろ取り締まりをやつてまいります場合に、その点につい

ではこういう目的という限定がある以上、乱用のおそれはきわめて少ない、かように私は感じておる次第でございます。

火炎びんの使用状況につきましては、警備局長から御説明を申し上げます。

○富田(朝)政府委員 火炎びんの使用、押収の状況について、年ごとの数字を申し上げます。

火炎びんが極左暴力集団によりまして最近初めて使われましたのは昭和四十三年十月十四日、福島県にございます日大工学部の校舎に放火をいたしましたのが最初でございます。その四十三年には使用が四十、押収いたしましたもの九、昭和四十四年、使用が七十二百八十一、押収いたしましたもの一万五千。昭和四十五年、使用いたしましたもの二百八十八、押収いたしましたもの六百二十一。昭和四十六年、使用いたしましたもの四千五百六十七、押収いたしましたもの六千七百八十三。本年に入りましてから、三月二十日まで使用いたしましたもの百五十六、押収いたしましたもの二十。これを合計いたしますと、四十三年の当初から本年の三月二十日に至ります間、使用したと警察が確認をいたしました数字でございますが一万二千三百三十二、押収をいたしましたもの一万七千四百八十三、以上でございます。

○畑委員 いま数字を明らかにしてもらったわけですが、その数字を見ますと、昭和四十四年と四十六年が非常に多い。四十五年はその中間であって、がたっと少なくなっております。これはやはり、いろいろの学生運動その他のそういった過激派の連中が、火炎びんを使用する機会が多かった少なかったということの消長に関係があると思えます。四十四年は安保の關係、四十六年は成田闘争とそれから沖繩返還闘争、この二つだ。したがって、この間にはさまたつた四十五年は非常に少ない、こういうことになる。ことはこれからどういふ趨勢になるかわからぬけれども、大学の授業料値上げ反対等の問題がございますが、それもありませんけれども、これがどうなるかちよっとわかりません。授業料値上げは見送るといふ話もありま

するし、それによってまた關係も出てくるかも知れぬというふうな思われる。とにかく相当そういった過激派が激しくなつたときに、やはりこういうことがうかがわれるわけでありませう。最近火炎びんを飛ばすような傾向が強い、あるいは銃器を使うような傾向が強くなつておるといふことになりませう。この火炎びんの使用の消長も、いろいろこれから違つてくるだろうというようにも考えられる。一応はやはりものだというところも一つは考えられるのであります。

〔田中(伊)委員長代理退席、委員長着席〕

その点、それは私の意見でありますけれども、先ほど警察庁の刑事局長から答弁がございました点でありますけれども、結局、火炎びんを製造する目的ということがかかっているからこれは乱用のおそれがないのだ、こうおっしゃる。それで、しかもそれには相当の立証が必要であるということでございますけれども、しかし、これはやはり現行犯逮捕のときが――現行犯逮捕がなければ乱用は私もないと思ひます。ほとんどないと思ひます。現行犯逮捕をやらない場合には、どうして私に乱用のおそれがあると思ふ。幾ら警察庁の刑事局長がそうおっしゃって、乱用はないと言われましても、結局これは、火炎びん製造の目的で使用するのかどうかということを行犯逮捕のときに聞くはずはないのであります。聞いてみるひまはないのであります。そういうことになりませうれば、やはり外形その他から判断をして、とりあえずつかまえてしまふということとで、そのあとになってようやくそれはぬれぬれだつたという機会が出てくるかも知れぬ。けれども出てこないかも知れない、そういう場合もある。そういう点から考えると、やはり相当私に乱用の危険があるのではないかと思ひますが、いかがでございますか、重ねてお聞きしたい。

○高松政府委員 いろいろ目的罪の立証につきましては、これは私も非常にむずかしい点でございます。選挙の場合もそうでございますし、いろいろ目的罪がございます場合に、その立証については、私どもとしては常日ごろからたいへん慎重にこれをやっておるというつもりでございます。それで、いま御指摘のような点も確かにあるかと思ひますが、そういうその目的を持つておるかどうかわからない場合、それから一つは非常に不明な場合は、明らかにそういうふうな認定される場合に、なおこれは放置して不可罰としてよろしいかどうかという問題がございます。そういう意味で、その立証その他については私どもは十分に慎重にやっておりますつもりでございますし、そういうふうな指導もしてまいります。

ただ、いまおっしゃつたようないろいろの御疑念の点につきましては、私どもの希望をいたしましては、明らかに場合はやはり処罰できるように形をなければならぬまい、その危険性においては、製造、所持とほとんど変わらないのではないかと、法文の字句の問題は別問題といたしまして、取り締まりの実際からいって、実効をあげるということからいって、そういう点の必要はあるのではないかと、かように考え、もしこういう形で成立すれば、運用については私どもとしてはきわめて慎重にやっておりますということを申し上げておきたいと思ひます。

○畑委員 終わります。

○松澤委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 すでに他の議員諸君からだんだんと御質疑があつた後でありますし、それと私、参加しておりますので内容をよく存じませんで、いまこれから質問せんとすることは、すでに質疑応答相済みの面があるかも知れませんが、重複の失礼をお許しただきまして、できるだけ要点をしぼりましてお尋ねしたいと思ひます。

まず、前提は、この法律をつくらうという趣旨、目的、理由であります。たとえば爆発物取締罰則その他の刑事法がすでにあるわけでありま

するが、どういう必要性とかあるいはまた緊急性等々に基づくのであるか。何か社会的ないろいろな事態、現象がこのような立法措置へ急遽持つていくようになったのではなからうか、こう思ひますが、その点、前提をいたしまして要点をひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○辻政府委員 この法律案の必要性及び緊急性の問題でございますが、御案内のとおり、いわゆる火炎びんは爆発物取締罰則にいう爆発物に当たらないというはつきりした最高裁の判例がございます。爆発物取締罰則をもってしては取り締まることとが不可能でございます。従来はそのような事例に、火炎びん使用事犯につきましては、それぞれ凶器準備集合罪であるとか、あるいは放火の予備罪であるとか、あるいは放火罪とかそういうもの使用、製造または所持を、直接に刑事罰則に当たるということを対象とする刑事罰則はなかつたわけでございます。

ところで、先ほども説明がございましたように、昭和四十三年以来いわゆる過激派集団による火炎びんの使用事犯がたいへんふえてまいりました。こういう状況のもとにおきましては、端的に火炎びんの製造、使用、所持を処罰する罰則が要るといふ状況に相なつたと認定するわけでございます。

○吉田(賢)委員 昭和四十三年からそのような異常な社会現象が續発するような状況にあるならば、やはり政府といたしましてはすみやかに立法措置を講ずる等々、すでに数年を――ことは四十七年でありませう、すでに数年を経過しておるのですが、これは当然に法案として用意すべきでなかつたかと思ひますが、その辺はどうなんでしょうか。

○辻政府委員 火炎びんの使用状況は、先ほど御指摘がございましたように、四十三年に始まりまして、四十四年に多くなり、そして四十五年にまた少し減りまして、四十六年にたいへん多く

なっていないわけでございます。従来は、この立法の必要性を政府当局としても重々感じておられたわけでございますけれども、一応はこの既存の罰則でまかない得る面もあったわけでございますけれども、昨年のいわゆる沖繩闘争におきまして日比谷の松本楼が焼けたとか、たいへん熾烈な事犯になってまいったわけでございます。そのような事態におきまして、これを既存の罰則だけでまかないという事は、やはり心もとない面があるんじゃないだろうか、かように考えておりましたところ、自由民主党におきましてはその緊要性及び必要性をお認めになりまして、私どもも必要性を感じておったわけでありまして、そういうことになりまして、私どもは自由民主党のほうにこの法案のたたき台を提出したような次第でございます。

○吉田(實)委員 一応そういう説明は通常できるのではありませんか、そういう常識的な、よそ行きのような説明ではなくして、資料に基づけば、四三年はほとんどゼロ、四四年には使用件数が七千二百八十一件、押収は一万余をこえておるといふ使用状況の報告がすでになされておるといふ事です。一万以上の物件を押収し、使用が七千件以上であるというならば、やはり国会の答弁ですから、もっと具体的な、なぜ今日に至ったかということ、自民党さんにまかせるといふのではなしに、何かありそうなものだと思うのです。そういうことについて政府といたしまして、こういう問題に対してき然として、もしくは周到な用意あるいはまた精密な調査検討というものを四三年以来ずっと継続しておられるけれども、かくかくの事情あり、客観性いかん、その他等々というようないふ明にならなければ、いまのお話ではあまり常識過ぎた答弁なんです、どうですか。

○辻政府委員 火災びんの使用あるいは所持、製造を処罰するということにつきましては、これは実は最近の過激派集団による事犯のみならず、昭和二十年代にもこういう事犯があったわけでございますが、当時は、これは爆発物に当たるんじゃないかというところでいろいろ検討してまいりました。結局それは爆発物取締罰則という爆発物には当たらないということに判例が確定いたしました。その後、こういう事犯が四三年まで一応なかつたわけでございますが、四三年、特に四四年からたいへん多くなってまいりました。私どもは、これは爆発物取締罰則には当たらないということと前提にいたしまして実は検討をしてまいったわけでございます。

ところが、何ぶん火災びんというものは一体何をいうのだ、法律的にどういふふうなこれを定義するかというふうな問題をはじめ、非常にむずかしい問題がたくさんあったわけでございます。あわせて、先ほど来申し上げておりますように、当初は不完全ながらも他の罰則にかかることが多かったわけでございますので、それで処罰をしてまいりました。しかしながら、火災びんを単独で所持しておるといふ場合には、どうしてもこれを処罰する罰則がないということは明らかでございます。まして、事態の進展に際しまして、現行法規だけではやはり不十分であるという認識に到達いたしましたのが、昨年の下半期でございます。その当時から私どもはこの立案というものを、政府当局の立場におきましても鋭意考えておった次第でございます。

○吉田(實)委員 私も過日、火災びんの実情、爆発の状況、あのすさまじいありさまは初めて見たのであります。何かの適切な取り締まりがあつて、そのようなものが社会からあとを断つことであるてほしいという念願は根本的に一致するのです。ただし、いま御説明になりましたものでは、何か常識的な理屈をつけているような感じがしてよろしくないのです。

たとえ、例をおあげになりました最高裁の判例が確定している、こうおっしゃいましたね。資料によりますと、最高裁の二十八の判例にいたしましても、爆発物とはこういうふうな概念で認定しようということがだんだんと書かれておりました。帰するところは、本件の火災びんは少量の塩素酸カリであつて、したがって、爆発現象も局部的小爆発にすぎないというようなこと、こういうことで公共の平和を攪乱するに至らない力である、だからこの火災びんは爆発物取締罰則によるところの爆発物に該当しない。三十一年の大法廷も、同じ法律の爆発物に該当するやいなや、こういうことになるのですが、これとても、本件火災びんはと書いて、これは四〇ページから四一ページですが、この資料によりますと、それに詳しく書いてあるから一々朗読はしません。朗読はしませんけれども、要するに、塩素酸カリウムの量が僅少である、ためにその爆発の作用そのものによる直接の破壊力は認められない。結局これを要するに、よつて本件は、訴訟になりました火災びんなるものは爆発の威力が弱かつたということが、この上告を排斥した理由であるといふような判断になっておるわけでありまして、

といたしますと、これは力の大きさの問題であり、化学作用を起すべき薬品の量の少なかつた問題である、こういうふうになりますので、この点につきましては、すでに判例が確定しているといふほど動かすべからざるものでは私はないと思つております。もっともこれは事案そのものにかまい一審の経過等がわかりませんので、この資料に基づき判断にすぎないのですけれども、どうもそう思われます。

そういうことを思いまして、そこで、やはりこの種の取り締まり刑事法案でありますので、よほど落ちのこない、後日問題が生じないかまをもちまして、周到な用意で臨むということにしなければなりません。そういう観点からいたしまして、それならば、今日現存する現行法規の改正等によつて、これは目的を達し得るものではないか、たのかということも考えられるが、なぜ独立の法案としてこれを出すことになるのか、もう少しその辺が明白な、客観的な経過なり理由なりが示されてしかるべきじゃなかつたか、どうもそういう感じが私にはするのですが、高橋さんどうでしょう。私は反対のための質問という意味じゃ

なしに聞きますが、その辺についてのあなたの配慮、これはどういふものか。いろいろ専門家にしてもそれぞれの意見の聴取をなさつて、経過的には間違はないと思ひますけれども、そこらはどうでしょう。

○高橋(英)議員 これは私が申し上げるまでもなく、専門家の吉田先生のことだからおわかりでしょうが、いまの判例を待つまでもなく、同じような危険性があるもので、爆発物については爆発物取締罰則というものがあつた。ところが、これに当たらない銃砲刀剣類については銃砲刀剣類所持等取締法がある。火薬類については火薬類取締法、毒物及び劇物については毒物及び劇物取締法、高圧ガスについては高圧ガス取締法、そういう取り締まり法律があるにもかかわらず火災びんだけがない。しかし、火災びんの立法がなくても、社会公共の秩序が守られておる時代、こういうものが発明されない時代はこういうものが必要はなかつたのでしようが、いま申し上げたいいろいろの取り締まり規則の対象になるようなものは、非常に危険なものではあるけれども、また社会のために必要欠くべからざるものがたくさんあるわけなんで、一面有用性を持っていると思つております。火災びんは全然有用性がないといふふうなところが特徴でございます。御承知のように社会不安が火災びんのためにだんだん激成されてくる、醸成されてくるといふふうなことで、一日もすみやかにこれを取り締まる規則をこしらへなければいかぬという、そういう空気、ムードが全国の各界各層、全国民の声みたいなものになつておるように思ひますし、各党でも、それぞれこれから審議します、これを中心にして修正とか加除訂正というものがあつたらうと思ひますけれども、基本的に何とかが取り締まりをしなければいかぬというムードが急速に盛り上つてきておられます。先ほど言ひましたように、火災びんによる社会不安がますます醸成される、こういうふうなことでわれわれその緊急性を感じ、また各議員の間でも、そういうふうな意見がほつちとして

起つたように思います。

そういうふうなことで、まず私どもの出しましてこの原案を、私どもは理想的だと思ひますけれども、これをたたき合はして、先ほどからいろいろ畑さんや中谷さんからも意見がありましたように、行き過ぎがあらはならないというふうな点も考慮して、ここで合意をもちたいというふうな点というふうな信託、お役人まかせに立法しておつたんじゃないことにならぬかということも不安な点もございまして、そうして私ども議員立法として提案した次第です。

○吉田(賢)委員 やはりこの種の社会不安を背景といたしまして、その取り締まりの緊急性、現存する法規をもつていたしましては完全な取り締まりができませんという御認識に立つ、これはよくわかるのでありますが、この種の社会不安というものは、単なる局部的もしくはある少数の特殊現象というのじゃないに、やはり相当大きな社会的な背景があるということも考へるならば、この種の取り締まり法規というものにつきましては、やはり法務行政上の相当重要な課題として取り組んでいかねければならぬ問題であります。ある現象が起つてくる、ほうはいとして何かの社会現象が次から次へ起つてくる、それに追いつかれないで法律をつくっていくということになりますと、それは現象が先に立つて法律はあとにあとに、そしてまたしても法律をつくる。昔、満州で法匪ということがあるたのですが、法律多くして社会秩序かえって混乱するといふ危険なしとしないうことになつてもたいへんでありますので、やはりこの時代に対処するところのこの種の大きな高邁なる姿勢が背景となりまして、この種の立法なら立法に踏み切っていくべきである。それならば、よほど精緻、正確な根拠、事由、資料などが明確にされまして、そうして国会の全会一致を求めるといふくらいな周密な用意があつてしかるべきだと私は思ひますが、その辺は、何か私の感じだけですけれども、多少心もとなく思ひますので、いま、そんな点をお尋ねした次第であります。

す。これは少し細部にわたりますので、やめておきます。

さつきからだんだん問題になつております三条二項の問題ですけれども、こういうような事例のこともちよつと考へてみたいと思ひます。たとえば集団行動の場合、五十人なら五十人が集団して行く。そのときには目的を告げないで、集団中の特定人に必要な容器とか物資を所持せしめて、そしてある目的の場所に行動する、これが普通の状態でございます。そういうときに持たされた人は何だかわからない、何か知らぬけれどもこれを保持して、はいと言つて持っていく、それが集団の一員になつておる。甲、乙、丙、丁何名かがそれぞれ分けて持っておる。こういうようなことがありまして、この目的というものを意識して、目的の認識がなければいけないようでありまして、そして所持するということが必要になつておりますが、どうもその目的というものは、ここに一つの穴があつてくるんじゃないか、そういうことを私ちらつと感ずるのですが、いま伺つておりましたら、その辺についてもだんだんと他の事例をもつての質問がありまして十分御答弁になつたと思ひますけれども、やはりいま私があげました事例、そういう辺からすると、また底が抜けてしまふ点になるんじゃないだろうか、こう思ふんですが、そこは重ねて悪いですが、ひとつ端的にすばつと、どなたでもよろしゅうございしますが、お答えしてください。

○辻政府委員 第三条第二項でございますが、この所持事犯は、「火災びんの製造の用に供する目的で、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を人れた物を所持」するということでございます。所持する者が何を保持しているかわからぬという場合は、もちろんこの二項には当たらないわけでございます。持つておる者は、この「ガソリン、燈油その他引火しやすい物質」ということを十分認識して、か「火災びんの製造の用に供する目的で」これを持つておるということでございます。これを認

識していなければ二項の対象にはならないわけでありませぬ。

○吉田(賢)委員 そのなんです。五十人で行動を監督する者は数名等々、それぞれ手分けして役割りをきめておると思ひますが、そういう雑役あるいは運び人的な仕事をする者には、何も言わないで持たして行くことは簡単にし得ることでございませぬ。みな抜けちやうんじやないだろうか。だからある地点に行つて詰める、びんにガソリンを入れるなどしまして、いわゆる製造過程に入つて初めて本件が適用し得る条件が熟してくる、こういうことにならぬんじゃないだろうか。そこは先刻来の御質問と少し違つた角度からかもしませぬけれども、どうも私はそういうふうな思ひますので、その点はどういうものでございませうか。

○辻政府委員 先ほど来御議論がございまして三条二項の典型的な対象になる場合は、いわゆる現場でガソリンその他が入つておるびんとそれから点火装置または発火装置とをドッキングさせるといふ事例、その場合、引火しやすい物質を入れたものを所持した者を処罰するというのが、三条二項の典型的な場合でございます。全然何を保持しているか知らぬ、何か持たされたという者は、これは終始この三条二項の対象にはならないわけでございます。それはそれで処罰しやいけないわけでは、やはりドッキングを処罰するところからこの典型的な場合であらうと考へております。

○吉田(賢)委員 この件も済んだかわかりませぬが、二条の一項の「人の生命、身体又は財産に危険」といふ個所がありますね。これは具体的な説明がございませぬかね。これは何か危険のものさしというものがあつたか。

○辻政府委員 この法案の第二条の問題として申し上げますと、第二条は、「火災びんを使用して人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する」ということになつております。この場合の人の生命、身体、財

産に危険を生じさせるということ、いわゆる具体的危険犯というふうな理解すべきものであらうと考へておるわけでございます。必ずしもこの人の生命、身体、財産に実害を生ぜしめる必要はございませぬけれども、具体的にそういう実害の発生する危険性があるということを要件にしておるわけでございます。実害発生の一歩前までこれを処罰の対象にしようとしておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 一歩前か数歩前か、危険の上に形容詞があり、何が一体それでは危険か、概念の説明をいたしましてはわかつたやうでわからぬので、危険はぐるぐる回つてまた危険に終わる、こういうことにならぬんじゃないかと思ふのですが、もうちよつと何かほかの表現のしかたですばりとしてそれを規定するという手はないものでしょうか。

○辻政府委員 火災びんを使用したとすれば、これは通常の場合には人の生命、身体、財産に具体的な危険が生じておると思ひます。そういう意味におきまして、火災びんの使用事犯はほとんど場合は、生命、身体、財産に対する具体的な危険が発生するといふふうな御理解願ふのではないかと申すのでございまして、特段、先ほど御指摘がございまして、全然人もいない野原で一人で火災びんを使用したといふような場合、これはこの二条の少なくとも既遂犯にはならないといふことで、むしろ処罰の対象にならないほうが例外的な場合であらう、使用事犯に関する限りはそういうことが言えるのではないかと考へております。

○吉田(賢)委員 ちよつといまの御説明の段、事例を出してまいりたい。野原で火災びんを投げて燃やしていくというような場合、また、たとえばガソリンを散布して、今度はマッチで布に火をつけて捨てる、マッチをばんと投げるといふふうにして、そこでばつと火が上がる、こういうような場合には、何か取り締まる法規があるんですかね。こういうときには何でどう取り締

まるか。やはり放置して放任すべき現象行為なん  
でしょうか。

○辻政府委員 無人の野っ原で火炎びんを使用し  
たという場合、これはその人の生命、身体、財産  
に具体的な危険を生じさせたということは言えな  
いわけでございます。その場合には、処罰の対  
象にならないというふうな考えでおります。

○吉田(賢)委員 これは全然角度の違った別個の  
世界の問題ですけれども、所によりますと、外国  
の事例なんかでは、たとえカナダあたりにおき  
ましては、あれはモントリオールかなんか知らぬ  
が、野っ原で日本でいうとどんどど火をどんど  
ん燃やす、そういうときには、これは公害で取り  
締まっておるようでございます。したがって、具  
体的にすぐ生命、身体、財産に、直接もしくは蓋  
然的な危険、影響は感じられないまでも、そうい  
うようなときには何らか別に取り締まりがあつて  
しかるべきではないであろうか、こういうことも  
考へるんですが、そうしますと、自己所有の原野  
におきまして、ガソリンをまいて、そしてどんど  
ん燃やしていく、こういうことも可能で、これは  
放任、自由だ、こういうことになりましたらどう  
かと思ふんですが、これはどうなんですか。

○辻政府委員 先ほど来申し上げておりますの  
は、第二条の火炎びんの使用事犯との関係で申し  
上げておるわけでございます。第三条の火炎びん  
の製造、所持事犯、これは三条に別にごさいます  
から、火炎びんの所持というところで、「三年以下  
の懲役又は十万円以下の罰金に処する」というこ  
の条項に該当することはもちろんでございます。

○吉田(賢)委員 三月十七日の日刊各紙が、大阪  
で、もとのつとめ先の社長をさか恨みで、深夜乗  
り込んでいて社長の奥さん及び子をガソリンを  
かけて、そしてマッチを飛ばして奥さんを焼き  
殺した、一瞬火だるまになつたという見出しで  
書かれておるのでございますが、こういう事犯が  
ニュースに出るのでございます。そうしますと、こ  
ういうようなこともあれこれ思ひますと、この  
立法につきましても、やはり次に展開するであら

うところの科学的な進歩、発展の手法等々もいろ  
いろと考へまして、がっしりとした姿勢をそこに  
持つていくのではないと、さきに私が一言しました  
ように、また何かあるものを開発したので追っか  
けていって法律をつくる、また改正する等々が起  
くるのではないだろうかということも思われま  
すので、そのような事態が起こらないようなこと  
も考へて立法する必要はないであろうか。

○吉田(賢)委員 高橋さん、質問外ですけれど  
も、関西の新聞に出ておりましたから、御参考に  
差し上げておきます。

それから事例といたしまして、四十三年から四  
十六年までの使用、押収、被害の統計が出ており  
ます。さっきの御説明にも出ておりましたが、こ  
れは一々全部説明を聞く必要はございませんが、  
この資料の四八ページから九ページの物品が被害  
対象のようでございます。要するにこの特徴です  
ね、共通した何か特徴がありそうな感じがするの  
です。あるいはこの物品は派出所があり、大学が

あり、飯場があり、車両があり、事務所、倉庫が  
あり、何か一つの犯罪傾向が出ておるような感じ  
がいたしますが、この被害の事例から見まして特  
徴をつかみ得ないかどうか。たとえばその原因、  
また一般的な傾向、それから使用状況、この使用  
状況を見ますと、さっきも一言いたしました  
が、四十三年には使用が四十本、押収が九本、四  
十四年には使用が膨大な数になって七千二百八十  
一、押収が一万五千、四十五年にはまたがたつと  
落ちて使用が二百八十八、押収が六百二十一、四  
十六年にはまた上がりまして、使用が四千五百六  
十七、押収が六千七百八十三、こういうふうな  
なっておりますが、この四十四年から六年にか  
けて、爆発的に加速度的に大きく数字が上がって  
くるのであります。

それからまた、人的被害を見ますと、警察官  
の受傷が一番多いですね。四十四年には三百四  
名ですね。一般人の負傷が百十八です。四十六年  
には警察官の受傷が百六十八で、五年には少な  
い。一般人は出ていません。こういうことにな  
っておりますので、この年月と、それから対象  
物件の数字の上がり下がり、それから被害を受け  
た人、立場、こういうものから見ますと、原因  
とかあるいは何かについて共通した特徴のある案  
件のような感じがしてならぬのであります。こ  
ういう点について、ひとつ簡単によろしゅうござ  
いますから、どなたからか御説明を願えますか。

○富田(朝)政府委員 ただいま法律関係資料の  
四七ページ、四八ページ以下の統計についてのお  
尋ねでございますが、まず第一に、年度別の火炎  
びんの使用、押収状況、これは四十四年が非常に  
多くて、次いで四十六年の数字が多くなつており  
ますのは、昭和四十四年には御案内のとおり、一  
方では街頭におきます極左暴力集団の動きが活  
発化したと見られます。と同時に、学園におきまし  
て学園紛争という形で学園のバリ封鎖その他いろ  
いろな形におきます暴力行為を、極左暴力集団が  
敢行したわけでございますが、その過程におい  
て、火炎びんを大量に使用し始めたということの

結果をあらわしております。  
昭和四十六年は、御案内のように、特に四十六  
年の後半期におきまして千葉県の成田の国際空  
港反対阻止闘争という形態の行動に極左暴力学生  
等が多数に参加をいたしました。警察官三名が死  
に至るといふ状態もこの時点であらわされてお  
りますが、さらに沖繩復帰協定の問題もめぐります  
諸反対闘争等に、これら暴力学生集団が街頭にお  
いて相当の暴力行為に出たことは御案内のとおり  
でございます。十一月十四日のいわゆる渋谷暴  
動と称したような行為、あるいは十一月十九日の  
松本楼が炎上焼失いたしましたような暴力行為を  
繰り返したわけであります。四十六年の特徴  
は、街頭におきます彼らの行動が非常に過激化  
したということ、同時に多量の火炎びんを一地  
点に集中して使ったということが特徴であろうか  
と考へられます。

それから、第二の火炎びんによる被害状況で  
ございますが、やはり被害を年度別に見ますと、昭  
和四十四年、昭和四十六年が物的被害が多いわけ  
でございますが、特に昭和四十六年度に入りまし  
てからは、いわゆる警察施設に対します攻撃と  
いうものが数量的にも一・五倍という数字を示し  
ております。その他事務所あるいは民家、飯  
場、さらには警察以外の車両、これが昭和四十四  
年の七台に對しまして、昭和四十六年は八十二台  
を数えるというようなことは、やはり彼らの行動  
が無差別になってきておるといふことを、一面こ  
の統計は示すものではないか、かように考へられ  
る次第でございます。

それから、五〇ページの人身の被害でございま  
すが、警察官の受傷が昭和四十四年が三百四、昭  
和四十六年が百六十八。一般人の負傷は、昭和四  
十四年が百十八、昭和四十六年が七十一。昭和四  
十六年がやや四十四年に比して数の上では減つて  
おりますが、昭和四十四年は全国的に学園紛争と  
いったものからみまして、多地点におきまして  
彼らの暴力行為が見られたわけでございまして、  
その結果警察官が全国的に受傷する、あるいは警

察以外の方の負傷が学園紛争の過程におきまして  
こうした数字を生じておる。昭和四十六年度にお  
きましては、特に後半期に集中をいたしましたの  
でかような状況であります。警察官にいたしま  
しても、いわゆる火傷死を含みます四名の殉職者  
を出しておるといふような点におきまして、その  
行動は一段と凶悪化したもの、かように考えてお  
る次第でございます。

○吉田(賢)委員 私、最後に伺いたないのであり  
ますが、ただいまの四十三年から発しまして四十  
四年に相当大きな数になり、五年にや落ちて六  
年にまたぐと高まってまいりましたこの多数の  
火災びん事件であります。この傾向が、いま  
御説明になりましたところによりまして、ね  
らっておるところが警察の建物であり、それから  
教育施設としての大学及び高校、まあ小学校、中  
学校というのはいりませんが、さらにまたた  
人的被害者は警察官ということにもなる。また発  
展しまして、一般の車両と申しますれば、荷物は  
例外といたしまして、多くが人が乗ってこれを利  
用するものであります。こういうようなことにな  
っておるわけです。

これを一体どうわれわれは評価すればいいので  
あろうか、どういふふうにこれを理解したいとい  
のたろうかと思ひますが、やはり全体として見ま  
した一つの特徴は、これは政治性を持っておると  
いうことが言われます。もう一つは、取り締まり  
官憲、取り締まりの権力に対する一つの抵抗のよ  
うな感じがいたします。さらにまた、炸裂するよ  
うにして一般民衆に被害を与えて、平然たるかど  
うか知りませんが、そういう傾向さえ見える。で  
ありますから、これは思想的なものがかなりある  
のではないであらうかという、言うならば反体制  
的な傾向が顕著にあらわれておるのじゃないだろ  
うかというふうに見ました。あるいはまた若い学  
生が、ほんとうに生きる目的というものに対する  
はつきりとした認識がないのじゃないだろうか、  
ある種の正義感を求める、ある種の価値感を持つ  
ておるようなことになりまして、その辺がどう

も定着しないものがあるのではないだろうか、か  
なり大きな、激しい動揺の中にあるのではないだ  
ろうか、こういうような一つの社会的な背景が感  
じ取られるのでございます。

そういうことになりましたら、究極の目的は社  
会の秩序を維持し、公安を保ち、民生の安定等々  
にあるのでしようから、峻厳のほうの取り締まり  
をするだけでは究極の目的を達し得ないことはも  
ちろんであります。私は、そういう背景があつ  
て、そして若い世代がこのような一種の暴力に出  
ていくということが、この広い被害事件にあらわ  
れたのではないだろうか、こういうふうにも思  
うのです。その辺につきまして、これは事務当局の  
お立場からでもよろしい、現場の重要な仕事をし  
ておられます方でもいいと思ひますが、それはそ  
ういふふうに感じ取るのでございますが、そこら  
についての感じはいかがでございますでしょうか。

○辻政府委員 ただいまの御意見のとおりであ  
るかと考えております。

○吉田(賢)委員 終わります。

○松澤委員長 次回は、明二十二日午前十時理事  
会、午前十時三十分委員会を開会することとし、  
本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会



昭和四十七年四月一日印刷

昭和四十七年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A